

愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県**

平成27年10月16日金曜日 第2716号

	\Diamond	目	次	\Diamond			
		告	示				
指定自立支援医療機関の指定(2件)						. (健康増)	進課)…1071
地籍調査事業計画の公表						(農i	政課)…1072
土地改良事業の工事の完了						. (農地整(備課)…1072
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設	の構造等の変勢	更の許可申	申請の概要		(東予地方局四	国中央保任	建所)…1072
土地改良区役員の就退任の届出					(東予地方	i局農村整何	備課)…1072
道路の区域変更(県道高知伊予三島線)					(東予地方局四国中	中土木事	務所)…1072
道路の供用開始(")					(")1073
指定道路の指定					(中予地方	j局建築指 ^j	導課)…1073
建設業者の許可の取消し					(南子	·地方局管理	理課)…1073
道路の区域変更(県道伊延東多田線)					(南予地方局西	i予土木事?	務所)…1073
道路の供用開始(")					(")1074
医師の指定					(福祉総合支	援センタ・	–)1074
指定医師の所在地の変更					(")1075
指定医師の辞退の届出					(")1075
		教育委員	会規則				
愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定	員等に関する規	規則の一部	『を改正す	る規則		. (高校教育	育課)…1075
		教育委員	会告示				
平成28年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項						. (高校教)	育課)1077
平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施	要項					. (")1082
平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選	抜実施要項				(特	i別支援教i	育課)…1084
	選	学管理 委	委員会告 :	Ē			
政治団体の設立の届出					(選	学管理委!	員会)…1086
政治団体の届出事項の異動の届出					(")1087
政治団体の解散の届出					(")1087

告 示

資金管理団体でなくなった旨の届出......(

○愛媛県告示第1258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
なつ薬局和泉店	松山市和泉南五丁目1番21-2号	株式会社なつ薬局	精神通院医療(薬 局)	平成27年 10月 1 日
スマイル薬局	松山市和泉北一丁目8番5号	有限会社あおぞら薬局	精神通院医療(薬 局)	平成27年 10月 1 日

○愛媛県告示第1259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

) ...1087

	指定訪問看	護事業者等		訪問看護ス	テーション	/		担当しようとする	指定年月日
名	称	称 主たる事務所の所在地 名 称 所 在		地	医療の種類	指正中月日			
株式会社N	・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番 4号アクア堂島東館	訪問看護ステ· ン松山	ーションデュー	松山市道後町二丁目12番 1 号		精神通院医療	平成27年 10月 1 日	

○愛媛県告示第1260号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年10月6日次のとおり定めた。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

訂者	首の	を う 名	うう	調	査	地	域	調	查	期	間	摘	要			
				滑川	のー	部		平成28	年3	月31	日まで	地籍調査				
				松瀬	川の	一部				"		"				
			明河の一部・滑川 の一部					"		数値情報化						
月	Þ	温	市	松瀬	川の	一部				"		"				
"		/ш	115	滑川	のー	部				"		"				
							北方 川の			松瀬		,	"		"	
				河之 瀬川			・松		,	"		"				

○愛媛県告示第1261号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	是延地区(宇和島 市)	平成27年 3 月15日
農地保全事業	是延地区(宇和島 市)	平成23年11月25日

○愛媛県告示第1262号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年10月16日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

丸住製紙株式会社

四国中央市川之江町826番地

代表取締役 星川 一冶

2 事業場の名称及び所在地

丸住製紙株式会社大江工場

四国中央市川之江町4085番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23 号イ、二、ホ、へ、ト及びチ、第63の3号並びに第74号

ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号) 別表第2第1号、第15号イ及び第19号

4 変更しようとする事項の内容 排出水の汚染状態及び量の変更

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口(工場排水)

変更なし

備考 この他に、雨水及び清水排水口が1箇所、雨水及び生活排水口が2箇所、雨水排水口が5箇所(今回1箇所新設する。)ある。

○愛媛県告示第1263号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市壬生川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成27年10月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	矢 野	要	西条市壬生川848番地 1	
"	玉 井	功美	西条市壬生川640番地 2	
"	柳瀬	幸夫	西条市壬生川903番地	
"	稲 井	貞 義	西条市大新田222番地 2	
"	柳瀬	利 治	西条市壬生川453番地 1	
監事	垂水	強	西条市喜多台539番地 2	
"	柳瀬	保	西条市壬生川558番地17	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	矢 野	要	西条市壬生川848番地 1	
"	玉 井	功美	西条市壬生川640番地 2	
"	稲 井	盛司	西条市壬生川551番地 4	
"	柳瀬	幸夫	西条市壬生川903番地	
"	稲 井	貞 義	西条市大新田222番地 2	
"	稲 井	馬吉	西条市大新田227番地	
監事	柳瀬	利 治	西条市壬生川453番地 1	
"	垂水	強	西条市喜多台539番地 2	

○愛媛県告示第1264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷地幅	の員	延	長	備	考
県	道	亨知	舟 孝二	皀炉	四国中央市金砂町平野山乙11番10から		旧	ルイーベ - 0.8	· 11 .6	キロメ 0.0			
ĸ	旦	미객	高知伊予三島線 同町平野山乙11番7まで					10 5 ~	13 .7	0.0	49		
	<i>"</i>		"		四国中央市金砂町平野山乙11番8から		旧	° Q. 8	- 11 .6	0.0	49		
"		"			同町平野山乙11番11まで	新	~ Q. O	- 18 .6	0.0	147			

○愛媛県告示第1265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	路線名 供用開始の区		X	間	供用開始の日		
県道	高知伊予三島線	四国中央市金石 同町平野山乙	平成27年10月16日					
"	II	四国中央市金砂町平野山乙11番8から 同町平野山乙11番11まで						n .

○愛媛県告示第1266号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定 により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年10月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日 平成27年10月6日
- 3 指定道路の位置伊予郡松前町大字南黒田字地畠435番
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 29 25メートル
- (2) 幅員 4 20メートル

○愛媛県告示第1267号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 22)第9579号	平成22年 8月19日	(有)中谷電業所	中谷 美雄	南宇和郡愛南町増田2400	平成27年 9月3日	土木工事業、電気工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第15447号	平成25年 10月30日	井上組	井上 博文	大洲市徳森720 - 22	平成27年 9月4日	土木工事業、石工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第2845号	平成23年 2月3日	中野工業㈱	中野 大三	西予市三瓶町垣生甲1265	平成27年 9月17日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 24)第8319号	平成24年 12月25日	花見建設㈱	花見春広	八幡浜市大島 3 - 226 - 4	平成27年 9月25日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の員	延長	備考
Ī			西予市宇和町伊延東929番 2 地先から		IВ	メートル 5.0~ 6.0	キロメートル 0 .103	
	県 道	伊延東多田線	同町河内192番 3 地先まで			32 02	003	
	宗 道 伊延宋夕田線 		西予市宇和町伊延東929番 2 から			9 5 ~ 10 .0	0 .103	
			同町河内192番 3 まで		新	6.0~11.5	0 .109	

○愛媛県告示第1269号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	伊廷	延東多⊞	日線	西予市宇和町伊		2から					平成27年10月16日

○愛媛県告示第1270号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

前	診断する身	}体障害の種類		診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師	氏名	名	同左所在地	指定年月日
	不自由、機能障害	心臓・じん臓・ロ	F A	日科・外科	医療法人里久会土居 内科外科医院	佐 野	t	匀	喜多郡内子町平岡甲135 - 1	平成 27年10月 1 日
肢	体	不 自 日	3 神	单経 内 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	安藤	利系	奈	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
じん	臓・ぼう	こう又は直腸機能	削減	水尿器科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	福本	哲 t	也	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
肢	体	不 自 日	1 神	移 内 科	独立行政法人国立大 学機構愛媛医療セン ター	小原	克原	WR	東温市横河原366番地	平成 27年10月 1 日
肢体 障害	不自由、	心臓・呼吸器機能	į p	引 科	瀬戸内海病院	德 永	史 3	PUÇ	今治市北宝来町2丁目4番地9	平成 27年10月 1 日
視	覚	障		艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	鄭	暁 勇	東	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
視	覚	障		艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	原	祐	7	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
視	覚	障		艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	鈴木	5	泚	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
視	覚	障		艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	坂根	由季	光芒	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
視	覚	障	F 16	艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	竹澤	由走	2	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
視	覚	障		艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	小林	武 5	ŧ	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
視	覚	障		艮 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	岡	奈央-	子	東温市志津川	平成 27年10月 1 日
肢体	不自由、	呼吸器機能障害	引	、 児 科	独立行政法人国立大 学機構愛媛医療セン ター	今 井	琴身	美	東温市横河原366番地	平成 27年10月 1 日

○愛媛県告示第1271号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

					旧 所	在 地	新 所	在 地	変更
	医	師	氏	名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
3	ı i	藤	泰	Ξ	医療法人慈風会白石病院	今治市松本町1丁目5-9	瀬 戸 内 海 病 院	今治市北宝来町2丁目4番地 9	平成27年 9月1日
-	Ŀ F	Ŧ	武	志	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番耕地638	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成27年 9月1日
9	F E	H	高	広	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成27年 9月1日
7	良「		孝	治	住 友 別 子 病 院	新居浜市王子町 3 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成27年 9月1日

○愛媛県告示第1272号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成27年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そし ゃく機能障害	耳鼻いんこう 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	木谷卓史	東温市志津川	平成 27年 9 月 1 日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸 機能障害	リハビリテー ション科、内 科	伊 予 病 院	竹 内 亮	伊予市八倉906番地 5	平成 27年 9 月 1 日
呼吸器機能障害	呼吸器内科	住友別子病院	勝田知也	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成 27年 9 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	独立行政法人国立病 院機構愛媛医療セン ター	植田聖也	東温市横河原366	平成 27年 9 月 1 日
肢体不自由、音声、言語・そし ゃく機能障害	神経内科	独立行政法人国立病 院機構愛媛医療セン ター	山下泰治	東温市横河原366	平成 27年 9 月 1 日
肢 体 不 自 由	整形外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	石 丸 公 平	東温市志津川	平成 27年 9 月 1 日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能 障害	外 科	国保一本松病院	大 野 淳 子	南宇和郡愛南町増田5056 - 2	平成 27年 9 月 1 日

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年10月16日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後										改	正	前					
1	別表第1の1(第2条関係)							別	表第1の1	(第2	条関係)							
		£	≧日制の課種	呈		定時制の記	果程		Ī		á	≧日制の課程	呈		定時制の記	果程		
	学校名	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		学校名	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員	

	十八人	/年10月16			<u> </u>	76	٠
川之江高 等学校	3 年	普通科	840	省略			
省略							
新居浜東	3 年	普通科	840				
高等学校							
省略							
西条高等	3 年	普通科	<u>640</u>	省略			
学校		理数科	<u>80</u>				
		国際文理 国際科					
		国際文理	<u>40</u>				
		理数科					
		商業科	120				
省略							
今治南高	3 年	普通科	<u>640</u>				
等学校		園芸クリ	120				
/ Li m.fz		エイト科					
省略 ————	2 /=	+#k += : : 1/1	00				
今治工業 高等学校	3 年	機械科機械造船	80 40				
		科	40				
		— 電子機械	<u>40</u>				
		科					
		電気科	120				
		情報技術 科	120				
		環境化学 科	120				
		繊維デザ イン科	120				
省略							
北条高等	3 年	総合学科	<u>720</u>				
学校							
省略	2.5	4 4 1) 24	120				
大洲農業 高等学校	3 年	生産科学科	120				
		食品デザイン科	<u>120</u>				
省略		1 2 17					
八幡浜高	3 年	普通科	480	省略			
等学校		商業科	160				
八幡浜工	3 年						
業高等学		機械土木	<u>120</u>				
校		工学科					

					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		_
川之江高等学校	3 年	普通科	880	省略			
省略							
新居浜東	3 年	普通科	880				
高等学校							
省略							
西条高等	3 年	普通科	<u>680</u>	省略			
学校		理数科	<u>120</u>				
cla m/r		商業科	120				
省略	2 4	** \≅ 1\	600				
今治南高 等学校	3 年	普通科	680				
371		園芸クリ	120				
省略		<u> </u>					
今治工業	3 年	機械科	120				
高等学校	3 7	126 126 1-1	120				
		電子機械	80				
		科					
		電気科	120				
		情報技術	120				
		科					
		環境化学	120				
		科					
		繊維デザ	120				
少岐		イン科					
省略	2 年	松	760				
北条高等学校	3 年	総合学科	<u>760</u>				
省略							
大洲農業	3 年	生産科学	120				
高等学校		科					
		食品化学	<u>40</u>				
		<u>科</u>					
		生活科学	<u>40</u>				
		<u>科</u>					
		食品デザ	<u>80</u>				
(1) 55		イン科					
省略		** \= *.'		/l\ ==			
八幡浜高 等学校	3 年	普通科	480	省略			
	_ ·	商業科	200				
八幡浜工	3 年	機械科	40				
│美尚寺子 │ │校		機械土木	80				
10		工学科					

		電気技術科	120		
省略					
南宇和高	3 年	普通科	400		
等学校		農業科	120		

備考 省略

別表第4(第4条関係)

-	-					
学校名	学校が行 う教育の 対象者		部	修業年限	学科	生徒定員
省略						
新居浜特別	知的障害	省	佫			
支援学校	者	高			普通科	<u>72</u>
		等	本科	3 年		
		部			産業科	24
省略						

備考 省略

		電気技術科	120		
		土木科	<u>40</u>		
省略					
南宇和高	3 年	普通科	<u>440</u>		
等学校		農業科	120		

備考 省略

別表第4(第4条関係)

学校名	学校が行 う教育の 対象者		部	修業年限	学科	生徒定員
省略						
新居浜特別	知的障害	省	各			
支援学校	者	高			普通科	<u>64</u>
		等	本科	3 年		
		部			産業科	24
省略						·

備考 省略

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成28年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の記	果程
子仪石	学科	入学定員
西条高等学校	普通科	200
	国際文理国際科	40
	国際文理理数科	40
今治南高等学校	普通科	200
今治工業高等学校	機械造船科	40
八幡浜高等学校	商業科	40
南宇和高等学校	普通科	120

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	/# 1 *		
子仪石	学科	− 備考		
西条高等学校	理数科	平成28年度から生徒募集を停止		
今治工業高等学校	機械科	同		

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成28年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように 定める。 平成27年10月16日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成28年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項

平成28年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基

づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成28年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産 に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科 について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。) ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科(以下「国際文理 科」という。)についてはくくり募集する。

さらに、理数科、国際文理科については、普通科とのくくり 募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成28年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の 募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、 定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。 ア 平成28年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修 了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成28年2月18日(木)午前9時から同月 24日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日 を除く日の午前9時から午後4時まで(同月24日(水)に あっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、 (5)の志願変更期間中も出願することができる。
- (3) 出願制限
 - ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。
 - イ 入学志願者は、次の(ア)又は(4)に該当する場合を除いては、 二つ以上の学科に出願することはできない。
 - (ブ) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する

場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす

(4) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高 等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

- ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の高等学校の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。
- イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中)に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成28年1月14日(木)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成28年1月21日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上の長期 欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由 等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に 添え、志願先高等学校長に提出することができる。
- オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次 のとおりとする。
 - (ア) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成28年 1月14日(木)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先 高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事 情を記した事由書を添えて提出するものとする。
 - (イ) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成28年1月21日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
 - (ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、

帰国後の期間(帰国した日から平成28年2月17日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成28年2月25日(木)午前9時から同年3月2日(水)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月2日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成28年2月25日(木)午前9時から同年3月2日(水)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

- (2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学 志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成27年5月15日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部 分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。) の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。(3)にお いて同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、 内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期		時	間	教	科	
		9:00-	9:30	点呼・	受検_	上の注意
		9:45	- 10:30		<u> </u>	語
平成28年		10:45 -	- 11:10	=	<u> </u>	語(作文
3月9日	(水)	11:25 -	12:15	ij	<u> </u>	科
		12:15	- 13:10	(星	<u> </u>	食)
		13:15	14:05	袑	t	会
		9:00-	9:30	点呼·	受検_	上の注意
		9 :45 -	- 10:35	娄	ጳ	学
平成28年		10:50 ~	- 11:50	身	Ę	語
3月10日		11:50 -	- 12:50	(星	<u> </u>	食)
		13:00	-	にのう	こらべ	接 デザイン科 実技テスト 後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実 技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を 踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に 判定して入学者を選抜する。
- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を15倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。
- (イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。
- (ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及 び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定 めるものとする。
- (エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学

力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科(理数科を 【理数科、総合学科】除く。)】

	M, ,	• •	, ,													
		点()率	か	算品	点出と長枚	のも	B、 それぞ 場点		清比	点() (本	の	算と	気はさじ 大大	の	B、 それる 場点	
	Α	В	С	Α	В	Α	В	С	Α	В	С	Α	В	Α	В	С
ĺ	6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
	5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
	5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
	4	4	2	50x	50y	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
	4	3	3	250	135	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
	4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
	3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
	3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200
•																

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
 - 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

50y 135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。

< 普通科の算出例 >

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、 2とした場合

- A = 学力検査の成績 \times $\frac{300}{250}$ (300点満点)
- B = 調査書点× 100 (100点満点)
- C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。
- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、 高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜 の方法のみによって全ての合格者を決定することができ ス

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点 については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長 が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。 第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

	点() (本	か	得算るにる	出すときじ	A、 のそ の滞	B、 それる 場点	c En
Α	В	С	Α	В	Α	В	С
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
 - 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。
- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則 第4条の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、第3の3(4)才(4)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月18日(金)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

- 8 学力検査の得点等の口頭による開示請求
- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例 (平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、 口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成28年 3月18日(金)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前9時(平成28年3月18日(金)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。 調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成28年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科に

ついて実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科、理数科及び国際文理科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

- ア 推薦入学を志願できる者は、平成28年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。
 - (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
 - (4) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
 - (ウ) 人物が優れていること。
 - (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
 - (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科を 志願する者にあっては、調査書の各教科の学習の記録 のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀で ていること。
- イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成28年1月22日(金)午前9時から同月29日(金)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月29日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

- ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。
- イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願 者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(2, 200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受

検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自 己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等 学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次の とおりとする。

- (1) 調査書
- (2) 推薦書
- 5 作文、小論文、面接、集団討論等
- (1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから 少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくと も一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施 内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前 に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技 テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、 内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期	日	時	間	作文・小論文、面接・集団討論 等
		9:00~		点呼・受検上の注意
平成28年		点呼・受 の注意約	を検上 と了後	作文・小論文
2月9日	(火)	作文・小 終了後	\論文	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終 了後に面接・集団討論)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、 面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学 校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選 抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、平成28年2月16日(火)午前10時から同月 18日(木)正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推 薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定 通知書を交付する。
- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、 入学確約書を平成28年2月22日(月)正午までに志願先高等 学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月18日(金)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成28年3月9日(水)及び10日(木)に実施した一般入学 者選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募 集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を 行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を 第2次募集の募集人員とし、平成28年3月18日(金)午前10時 に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成28年3月22日(火)午前9時から同月30日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月30日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (3) 出願制限及び出願手続 第1次募集の場合に準ずる。
- (4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成28年 3月22日(火)午前9時から同月30日(水)正午までとし、学 習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期	日	時	間	教	科	等
		9:30	~ 10:00	点呼・	受検」	この注意
		10:15	~ 10:45	国		語
平成28年 4月4日		11:00	~ 12:00	社会・数学うち2教科	・理を選	科・英語の 択受検
		12:00	~ 13:00	(昼		食)
		13:10	~	面		接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年4月5日(火)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求をすることができる期間は、平成28年4月5日(火)から1月間とする。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第9号

平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成27年10月16日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成28年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成28年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 160名 愛媛県立松山西中等教育学校 160名 愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則 (平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす 3

- (1) 平成28年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校 (以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成28年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成27年12月11日(金)午前9時から同月17日 (木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月17日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2 200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して82円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
 - イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた 者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願 2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される 者が志願する場合には、平成27年12月4日(金)までに作文、 適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長

に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成27年12月10日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする

- (5) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。
 - ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成27年12月 4日(金)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育 学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事 情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事 由書を添えて提出するものとする。
 - イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成27年12月10日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
 - ウ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者 又は平成28年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、 帰国後の期間(帰国した日から平成27年12月10日までの期間 をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間 が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。た だし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護 者に代わる身元引受人がいる者に限る。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成27年12月25日(金)、同月28日 (月)又は平成28年1月4日(月)から同月6日(水)までの 午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提 出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成27年12月25日(金)から平成28年1月6日(水)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を 行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価すると ともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うも のとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期	日	時	間	検 査 等
		8 :50		集 合 (志願先中等教育学校体育館)
		9:00-	9 :25	点呼、受検上の注意
平成28年 1月9日		9 :40 ~	- 10:30	作 文
1月9日	(土)	10:50 -	- 11:50	適 性 検 査
		11:50	- 12:40	(昼 食)
		12:40	-	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

- (6) 受検に当たっての留意事項
 - ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室する こととし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則とし てその時間の検査等を受検できないものとする。
 - イ 当日の持参品は、次のとおりとする。 受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消し ゴム、定規、下敷き(無地)、弁当
 - ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性 検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏 まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定 者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
 - ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
 - イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が 生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するた めの補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を 講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわら ず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲 や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成28年1月15日(金)午前9時に、 当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成28年1月15日(金)午前9時から同月19日(火)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成28年1 月15日(金)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月15日(金)にあっては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成28年1月15日(金)の入学予定者の発表後から同月22日(金)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の 提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するもの とする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入 学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下 同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ 就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け 出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入 学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学 辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町 村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を 含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければ ならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

- ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補欠入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。
- イ 欠員の補充を実施する期間は、平成28年3月31日(木)までとする。
- ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。 この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について 関係小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等 教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可 を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第10号

平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を 次のように定める。

平成27年10月16日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要 Tā

平成28年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の 入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成28年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1 学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成28年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは 中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの 者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修 てした者
- ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成28年1月28日(木)から2月10日(水)までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(2月10日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

- ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門 への出願をすることはできない。
- イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合 を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。
- (ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。
- (イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1 志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及 び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とする とき。
- (ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1 志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分 校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。
- (エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1 志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出 身の中学部等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学部 等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び 中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先校長」という。)に提出しなければならない。

- イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入 学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければなら ない。
 - (4) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、 志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県 外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会 教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受 けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成28年2月12日 (金)午前9時から同月19日(金)午後4時までの間に、志 願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。) なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。
- (2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を 提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告 書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。) が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力 検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合 格者の発表の日について(平成27年5月15日愛媛県教育委員 会公告)2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成28年3月4日(金)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

- (2) 適性検査
 - ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認め る学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、 特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校 の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び 適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえ て、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して 入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月22日(火)午前10時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

- 7 学力検査結果の口頭による開示請求
 - (1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
 - (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成28年 3月22日(火)から1月間とする。
 - (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時(3月22日(火)にあっては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。 学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22 条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成28年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業する見込みの者
- イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力がある と認められる者
- (2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科 を第2志望とすることができる。

- (4) 出願手続
 - ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出 身の高等部等の校長(以下「在籍高等部等校長」という。) を経て(在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、 直接)、松山盲学校長に提出しなければならない。
 - イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成28年2月12日(金)午前9時から同月19日(金)午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

- ア 調査書
- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。
- 3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力 検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合 格者の発表の日について(平成27年5月15日愛媛県教育委員 会公告)2(1)イ(4)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成28年3月4日(金)とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

- 4 面接及び適性検査
 - (1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

- (2) 適性検査
 - ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める 学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、 松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適 性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を 受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月22日(火)午前10時に、松山 盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求 本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学定員

	学	校	名			ś	学	科	名		入学定員
					本	4	松	普	通	科	8
松	Щ	盲	学	校	4	1	N 1	保修	建理系	奈科	8
					専	攻和	苂	理	療	科	8
松	ш	55 龍	学	校	本	4	松	普	通	科	8
14	щ	罩	-f-	ťΧ	4	1	14	理	容	科	8
しげ	のぶ	特別	支 援 学	校	本	ŧ	卒	普	通	科	24
71 +>	r #:	± nı ±	返援 学	+	*	1	松	普	通	科	50
<u> </u>	5 f	t NI X	7. 按 子	· fX	本	1	N 1	産	業	科	16
みな	ら ‡	寺別 支	ī 援 学 分	校	本	4	卒	普	通	科	8
松	Щ :	城 北	分	校	4	1	14	産	業	科	8
A 14	. #±	□ ±	援学	校	本	1	卒	普	通	科	50
7 /4	ं 1ेचे	加又	抜 子	fΧ	4	1	N 1	産	業	科	16
宇和(聴		別 支障 害	援 学部門	校)	本	ŧ	松	普	通	科	8
宇和	特 的	別支	援学	校	本	4	卒	普	通	科	30
(知	的	別支障害	援 学部 門	校)	4	1	14	産	業	科	16
宇和(肢		別支向自由	援 学部門	校)	本	ŧ	料	普	通	科	8
	`F #:	+ PI +	返援 学	协	本	1	松	普	通	科	24
制店	从书	i in is	(抜 子	· fX	平	1	14	産	業	科	8
新居沙	特別	支援学	校川西纪	分校	本	ŧ	料	普	通	科	8
				計							314

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成27年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	1	代表者及	び会記	计責任	怪者の	氏名	±	+-	z	車	弘	所	Φ	FiF.	<u></u>	+#1	届出年月日
以 占 凹 体 切 右 柳	代	表	者	会	計責	任者	土	/_	ခ	→	扔	7/1	0)	PII	111	1E	用山牛万口
報國純心會	橋	本 良	則	南	條	久	新居浜市	阿島3	三丁目	5 -	39						平成27年9月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成27年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 薩 健

1 政党の支部

政治団体の名称	f	大表者	の氏	名	異	動	b	事	項				新			ІВ	異動年月日
社会民主党愛媛県第4区 支部連合	大	Щ	政	司	会	計	責	任	者	河	野	道	生	岩城	泰	基	平成27年9月6日
社会民主党愛媛県連合	村	上		要	会	計	責	任	者	源	田	竜	也	山岡	健	_	平成27年9月6日
維新の党愛媛県総支部	横	Щ	博	幸	会	計	責	任	者	倉	本	恭	子	倉本	正	博	平成27年 9 月15日
維新の党衆議院愛媛県第 2 選挙区支部	横	Щ	博	幸	会	計	責	任	者	倉	本	恭	子	平岡	清	樹	平成27年 9 月15日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	14	表者	の氏	:名	異	動		事	項			新	IΒ	異動年月日
森しんいち後援会	佐	伯		強	代		表		者	佐	伯	強	浜 田 卯三郎	平成27年2月5日
帽子大輔後援会	帽	子	大	輔	主た	る事	務所	の所で	在地	松山	山市道	道後鷺谷町1-13	松山市道後町二丁目 3 - 23	平成27年 4 月30日
兵頭竜後援会	別	宮		靜	代		表		者	別	宮	靜	池田忠幸	平成27年8月19日
愛媛県珠算普及政治連盟	稲	田		実	代		表		者	稲	田	実	松本健之進	平成27年 9 月14日
					숲	計	責	任	者	飯	尾	真理子	稲 田 実	
横山博幸後援会「幸縁の会」	横	Щ	博	幸	슾	計	責	任	者	倉	本	恭子	横 山 由加子	平成27年 9 月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年10月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

	政治団体の名称		代表者の氏名解散年月日
長	生生	אוץ	: 佐々木 日出文 平成26年4月30日
松	下ながお後援会	ИУ	河 端 周 造 平成26年4月30日
大	木正彦後援会	אוץ	: 島 崎 有 三 平成26年 5 月31日
寺	下 武 後 援 会	ИУ	: 寺 下 武 平成27年9月7日
松	本一二美後援会	ИУ	松 本 一二美 平成27年9月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年10月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

資金 届出 氏名	をし	型団体の した者の		資金	管理[団体の)名和	尔		資金管理団体でな くなった年月日
寺	下	武	寺	下	武	後	1	援	会	平成27年9月7日
松	本	一二美	松	本 一	=	美	後	援	会	平成27年 9 月25日

平成27年10月16日 発行 1087